

川崎市立川崎病院 職員衛生委員会要綱

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条に基づき、川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）における職員の健康障害の防止と健康の保持増進及び快適な職場環境の形成促進を目的に、職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議する。

- （1） 職員の健康障害の防止対策に関すること。
- （2） 職員の健康管理に関すること。
- （3） 職員の健康保持増進対策に関すること。
- （4） 公務災害の原因及び再発防止対策で衛生に係わるものに関すること。
- （5） その他、衛生管理に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、次の各号に掲げるもののほか病院長が指名した委員をもって組織する。

- （1） 衛生管理者のうちから1名
 - （2） 産業医のうちから1名
 - （3） 川崎市立病院労働組合の推薦する者。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、委員の中から病院長が指名する。
 - 4 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
 - 5 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

7 委員のうち半数については、組合の推薦する者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、原則として月1回開催し、その他必要に応じて委員長が招集することができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係する職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者する職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局庶務課が行うものとする。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。